

# 「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」に関する意見

平成25年1月10日

運営管理機関連絡協議会

## <目次>

1. 運営管理機関連絡協議会(運管協)の概要
2. DC制度の現状
3. 厚生年金基金制度の見直し(試案)「集団運用型DC(仮称)」に関する意見
4. 確定拠出年金の持続可能性を高めるための施策
5. 厚生年金基金から確定拠出年金への移行支援

# 1. 運営管理機関連絡協議会(運管協)の概要

## (1) 設立の背景・目的

確定拠出年金の運営管理機関は、証券、生損保、銀行、信託銀行等の様々な業態で業務を実施しております。「運営管理機関連絡協議会(略称は運管協)」は、運営管理機関の横断的な組織として、確定拠出年金制度の普及ならびに健全な発展のために、平成18年(2006年)12月1日に設立した任意団体です。

## (2) 主な活動

- ・確定拠出年金制度の調査・研究
- ・運営管理機関相互の情報連絡
- ・確定拠出年金制度に関わる意見の表明

## (3) 運用体制

会副会社(5社: みずほコーポレート銀行、三井住友信託銀行、日本生命、  
日本確定拠出年金コンサルティング、野村証券)

常任委員会社(会副会社+10社)、

一般会員(地方銀行他35社) 合計50社(平成25年1月10日現在)

## <運管協 常任委員会社(15社)>

平成25年1月現在、色反転は会副会社

企業名		企業名	
1	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	9	日本生命保険相互会社
2	損保ジャパンDC証券株式会社	10	野村證券株式会社
3	株式会社損害保険ジャパン	11	三井住友信託銀行株式会社
4	第一生命保険株式会社	12	株式会社みずほコーポレート銀行
5	東京海上日動火災保険株式会社	13	株式会社みずほ銀行
6	日本イノベーション・ソリューション・テクノロジー株式会社	14	株式会社三井住友銀行
7	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社	15	明治安田生命保険相互会社
8	日本確定拠出年金コンサルティング株式会社		

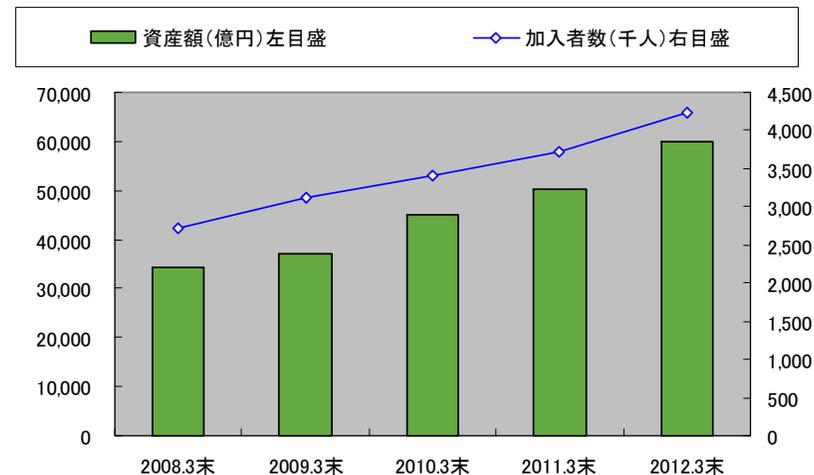
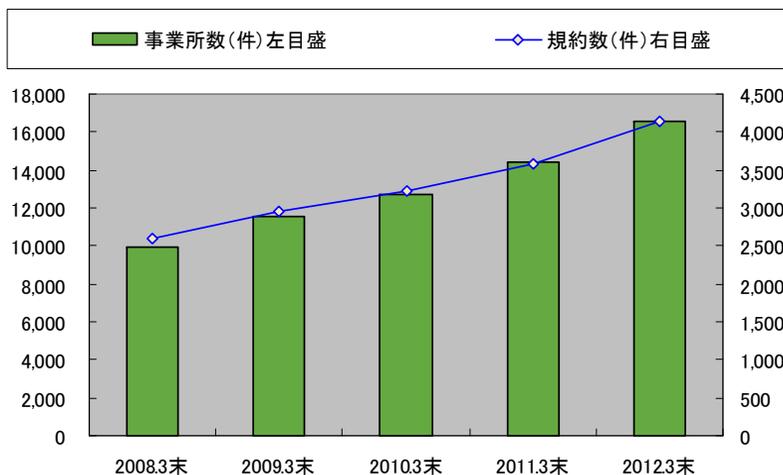
## <運管協 一般会員(35社)>

企業名		企業名	
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	19	株式会社栃木銀行
2	エム・ユー・コミュニケーションズ株式会社	20	株式会社名古屋銀行
3	SBIベネフィットシステムズ株式会社	21	株式会社西日本シティ銀行
4	株式会社大垣共立銀行	22	日興年金コンサルティング株式会社
5	岡三証券株式会社	23	日本興亜損害保険株式会社
6	株式会社鹿児島銀行	24	PWM日本証券株式会社
7	株式会社静岡銀行	25	株式会社百五銀行
8	株式会社十八銀行	26	株式会社広島銀行
9	株式会社十六銀行	27	富国生命保険相互会社
10	株式会社荘内銀行	28	株式会社北越銀行
11	信金中央金庫	29	株式会社北洋銀行
12	住友生命保険相互会社	30	株式会社北陸銀行
13	スルガ銀行株式会社	31	株式会社みちのく銀行
14	ソニー生命保険株式会社	32	三井住友海上火災保険株式会社
15	大同生命保険株式会社	33	株式会社ゆうちょ銀行
16	大和ペンション・コンサルティング株式会社	34	株式会社横浜銀行
17	株式会社千葉銀行	35	株式会社りそな銀行
18	株式会社中国銀行		

## 2. -1 DC制度の現状

### 【企業型DCの計数推移】

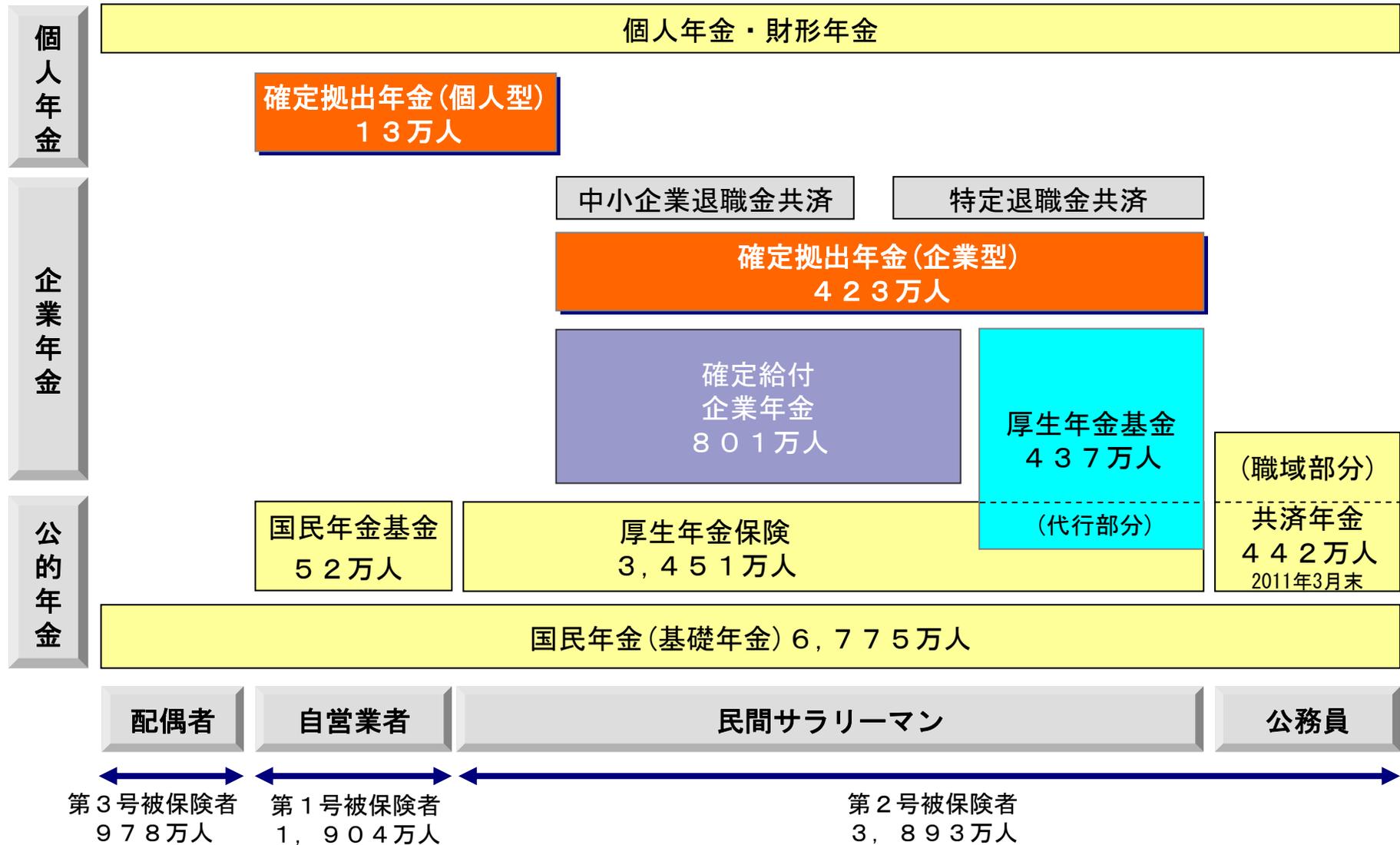
	2008.3末	2009.3末	2010.3末	2011.3末	2012.3末
規約数(件)	2,600	2,946	3,231	3,593	4,131
事業所数(件)	9,933	11,550	12,740	14,405	16,576
加入者数(千人)	2,714	3,117	3,408	3,724	4,228
資産額(億円)	34,349	36,964	44,976	50,141	60,006



(出所: 運管協 確定拠出年金統計資料 2012年3月末)

## 2. -2 DC制度の現状

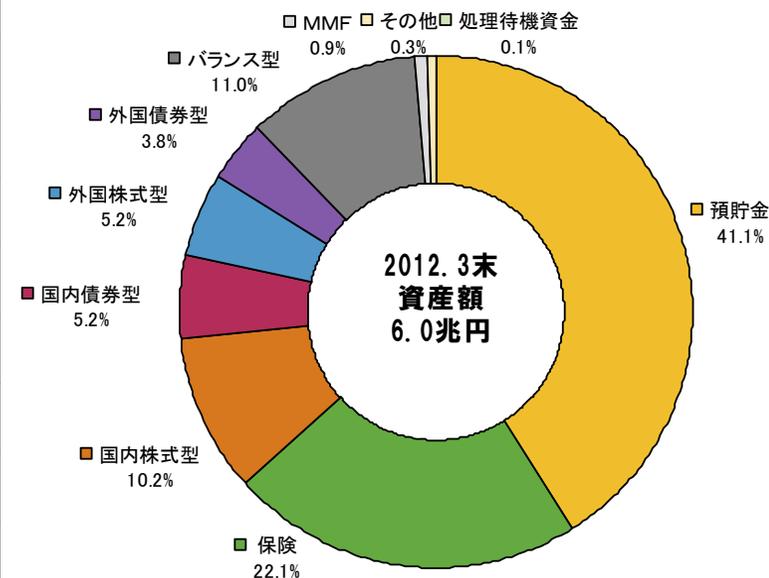
### 【年金制度の体系】



(出所) 「第1回 厚生年金基金制度に関する専門委員会」 参考資料1より作成。 数値は、注釈のない限り2012年3月31日現在。

## 2. -3 DC制度の現状 【DC運用商品選択状況】

(単位:億円)	2010.3末	2011.3末	2012.3末
資産額計	44,910	50,058	59,857
預貯金	18,598	20,805	24,624
保険	9,321	10,467	13,224
生保	5,571	6,208	8,183
損保	3,750	4,259	5,040
投資信託・金銭信託等	16,913	18,723	21,937
国内株式型	5,201	5,363	6,093
国内債券型	2,106	2,506	3,118
外国株式型	2,207	2,697	3,127
外国債券型	1,803	1,922	2,292
バランス型	5,093	5,631	6,577
MMF	406	465	552
その他	97	139	178
処理待機資金	77	63	72



(出所: 運営協 確定拠出年金統計資料 2012年3月末)

### 3. 厚生年金基金制度の見直し(試案)「集団運用型DC(仮称)」に関する意見

#### (1) 投資教育は不可欠

現在のDCと同様に加入者が自己責任において運用商品の選択を行う前提であれば、投資教育が不可欠である。また、2011年成立の年金確保支援法による継続的投資教育の義務化の方向性と異なる。投資教育の実施がDCの定着・発展には欠かせず、加入者保護の観点からも重要と思われる。

#### (2) 資産運用委員会

「資産運用委員会」による運用商品推薦の法的位置付け、責任が不明確。また、「資産運用委員会」を担う人材を確保することが困難な企業もあり、また外部コンサルを採用する場合には事業主の費用負担が増加する懸念がある。

#### (3) 事業主のDCに対する懸念

中小企業にDC導入が進まない理由は、投資教育の実務負担ならびにそれにかかるコストが主因ではない。退職一時金制度からの移行が多いため、「定年以外の退職時も受け取れる資産」という概念を、「(60歳まで受け取れない)老後の資金」という認識への変更が進まない点にあると思われ、そのために脱退一時金の支給要件緩和の要望が強い。

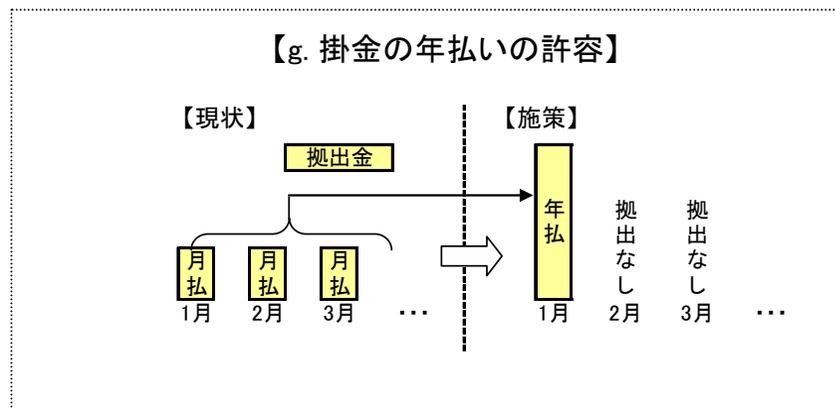
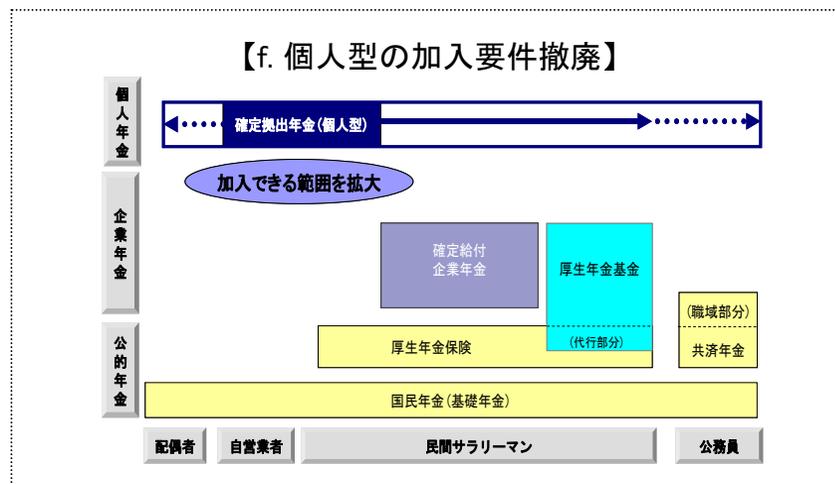
## 4. -1 確定拠出年金の持続可能性を高めるための施策

### (1) 事業主にとっての負担の軽減

- ① 制度上の柔軟性を高め、事業主の負担軽減を図る
- ② 事務手続きの簡素化など、事業主の負担軽減を図る

#### <① 制度上の柔軟性を高める施策>

- a. 脱退一時金の支給要件の緩和  
課税による脱退一時金の支給、限定条件列挙による要件緩和など  
限定条件の例: 無住宅者の住宅購入などは脱退一時金を支給可能とする
- b. 拠出限度額の撤廃 (もしくは引上げ)
- c. マッチング拠出における従業員拠出額の条件撤廃  
従業員拠出額は事業主拠出額以下という上限を撤廃
- d. 加入者等通算期間の要件緩和 (もしくは撤廃)  
加入者等通算期間による老齢給付金の支給開始年齢を緩和  
(もしくは撤廃 = 全ての人が60歳で受給開始可能とする)
- e. 代替措置無しでの加入待期期間の容認  
勤続3年以上の者のみが加入し、勤続3年未満の者は加入待期とし  
代替措置を不要とすることを認める
- f. 個人型確定拠出年金への加入要件の緩和  
他の年金制度がある場合でも、個人型に加入できるようにする
- g. 掛金拠出方法の柔軟な対応  
掛金の年払い等の許容、掛金納付期限の柔軟な対応など  
ただし、実現にあたっては、記録関連(RK)業務上のシステム対応が必要である点は留意



## 4. -2 確定拠出年金の持続可能性を高めるための施策

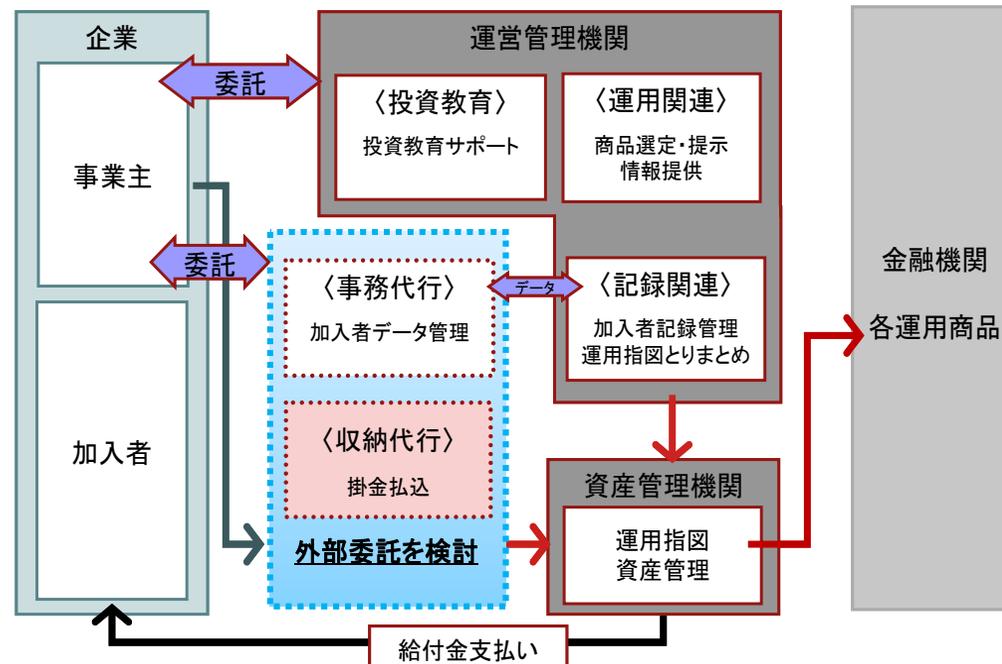
### ＜②事務手続きを簡素化する施策＞

- a. 規約申請時の書類軽減
- b. 事業主の掛金払込等の外部委託

#### a. 規約申請時の書類軽減

No	確定拠出年金法施行規則提出書類	添付要否	
		現行	見直し案
1	企業型年金規約承認申請書	必須	必須
2	企業型年金規約(案)	必須	必須
3	厚生年金保険被保険者等の過半数で組織する労働組合または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書	必須	必須
4	労働組合の現況に関する事業主の証明書または被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書	必須	必須
5	確定拠出年金運営管理機関委託契約書(案)の写し	必須	不要
6	労使合意に至るまでの労使協議の経緯	必須	必須
7	運営管理機関の選任理由書	必須	不要
8	資産管理契約書(案)の写し	必須	不要
9	就業規則(または労働協約)及び給与規程(または退職金規程)の写し	必要に応じて	必要に応じて
10	厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	必須	必須
11	退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約、その他で退職手当制度の範囲を証する書類	必須	不要
12	移換の対象となる制度の規約、規程等	必要に応じて	必要に応じて
13	従業員説明資料	必須	不要
14	会社概要がわかるパンフレット等	必須	必須
15	概要書(2部)	必須	不要

#### b. 事業主の掛金払込等の外部委託



## 4. -3 確定拠出年金の持続可能性を高めるための施策

### (2) 加入者の商品選択に関する意思決定のサポート

- ① 投資教育の工夫などにより加入者の意思決定をサポート
- ② 商品選択の負担を減らすことなどにより加入者の意思決定をサポート

#### < ① 投資教育の工夫など >

- a. 以下の明示する項目の基準を設け、投資教育の充実を図る
  - ・各加入者のリスク嗜好度合いに応じた商品ポートフォリオの選択事例
  - ・各リスク・リターン特性(商品割合に応じた、リスク・リターンの例示)
- b. 関係省庁、業界関係者で協働し、投資教育に活用できる汎用小冊子を作成

#### < ② 商品選択の負担を減らすことなど >

- a. 運用商品除外の要件を緩和し、商品本数を抑制することにより商品選択を行いやすくする
- b. 加入者の運用負担を軽減する柔軟な制度設計(後述)
- c. 商品を選びやすくする「商品推薦」認定制度の導入(後述)

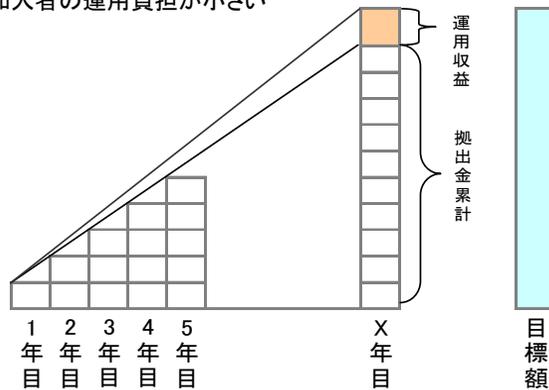
## 4. -4 確定拠出年金の持続可能性を高めるための施策

### b. 加入者等の運用負担の軽減する制度設計

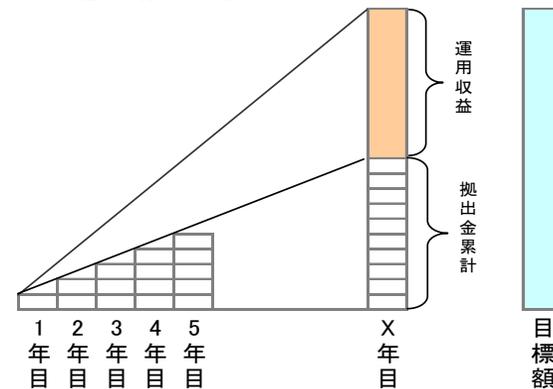
<DB> 予定利率を設定し、拠出金設計を行う。予定利率未達の場合は事業主の追加負担が発生

<DC> 労使合意の上、想定利回りを設定し拠出金設計を行う。運用実績により支給額が変化(想定利回りの水準により加入者の運用負担が異なる)

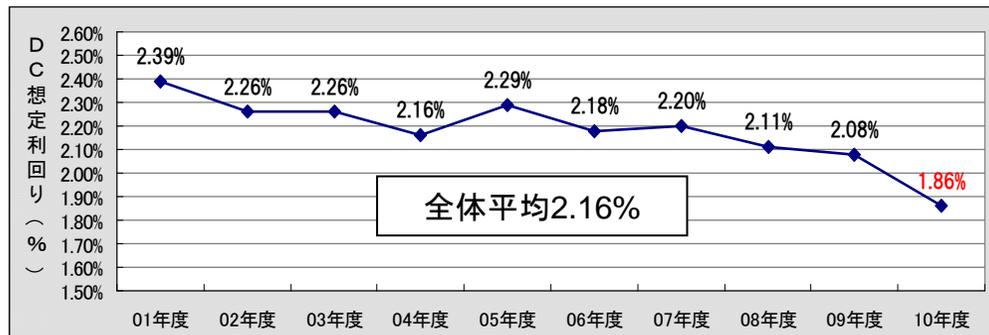
加入者の運用負担が小さい



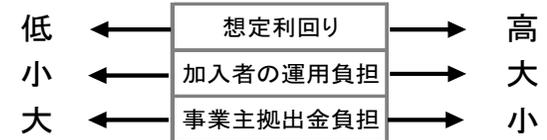
加入者の運用負担が大きい



【DC導入時期と想定利回り】



出所：「確定拠出年金に関する実態調査（2010年12月）」企業年金連合会



想定利回り	拠出額(月間)	拠出額(年間)	60歳到達時残高
0%	21,930円	263,158円	1,000万円
2.0%	14,851円	178,206円	
5.5%	6,894円	82,722円	

## 4. -5 確定拠出年金の持続可能性を高めるための施策

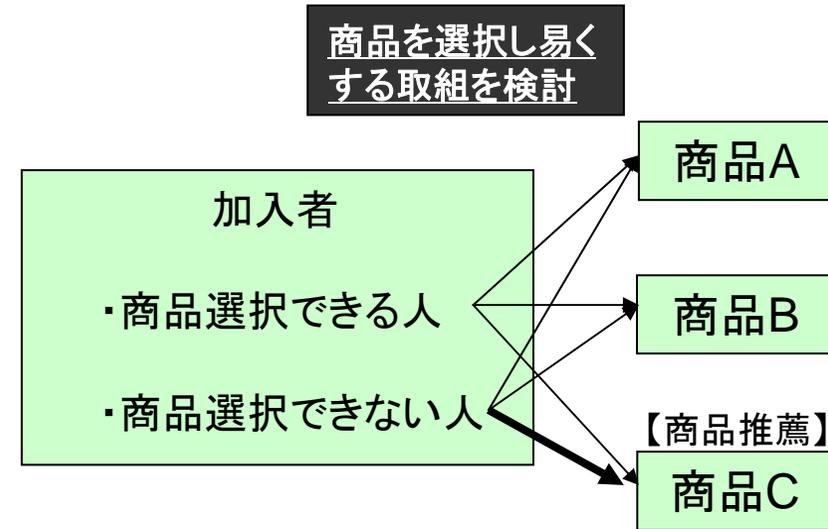
### c. 商品を選びやすくする「商品推薦」認定制度の導入

#### (1)「商品推薦」認定制度のコンセプト

DCは「自己責任」で商品を選ぶことが求められる制度であり、商品選択の意思決定をサポートする「商品推薦」認定(関係省庁の認定)制度を導入し、分散投資効果が十分にある運用商品などを提供する

#### (2)「商品推薦」認定制度の導入の前提

- ① 投資教育の実施が必要であることは不変
- ② 「元本割れ」などの損失が発生した場合においても、一定の基準に従っている限り、商品選択・提示を実施した運営管理機関、および事業主の免責条項となる「セーフハーバー・ルール」の導入検討が必要
- ③ 「商品推薦」認定の基準(設定・モニタリング基準など)については、関係省庁内に「商品推薦認定委員会」設置し、検討する
- ④ 商品によっては「商品推薦」認定が「元本割れしない」あるいは「損失補填あり」との誤認をされないよう周知・徹底する必要があり、運用成績が振るわない場合でも「商品推薦」認定が継続されるかについては議論あり

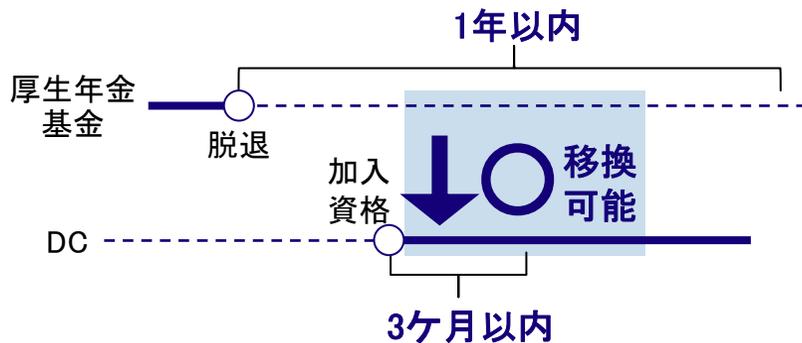


## 5. -1 厚生年金基金から確定拠出年金への移行支援

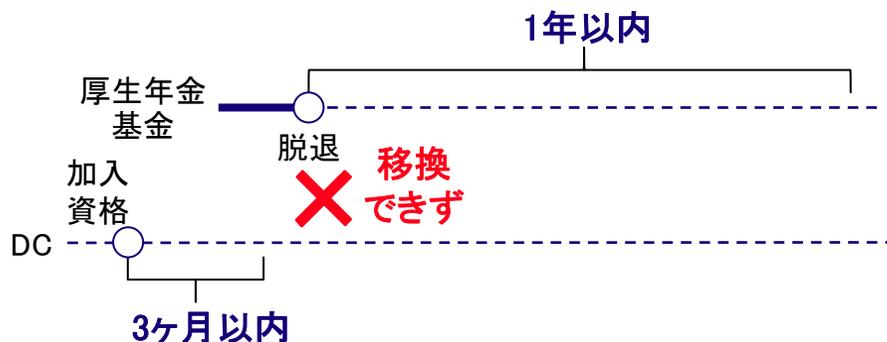
厚生年金基金脱退時のDC制度への移換期限に関する要件緩和  
 (「厚生年金基金令第四十一条の三の四、および第四十一条の七」の改正など)

### 【現 状】

- <現状> 厚生年金基金脱退後にDC加入資格を取得

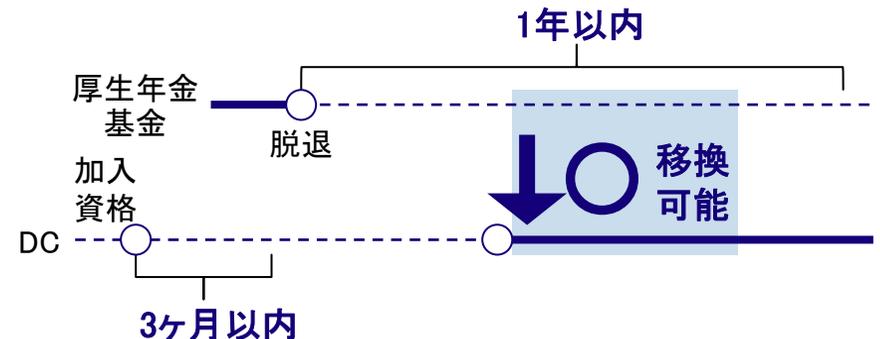


- <問題点> DC加入資格取得後3ヶ月経過した場合は、厚生年金基金脱退一時金を移換できず



### 【改正要望】

DCの加入資格取得時期にかかわらず、厚生年金基金の資格喪失から1年以内であれば、脱退一時金のDC移換を可能とする



解散時分配金の個人型DC移換を認めることも要検討

## 5. -2 厚生年金基金から確定拠出年金への移行支援

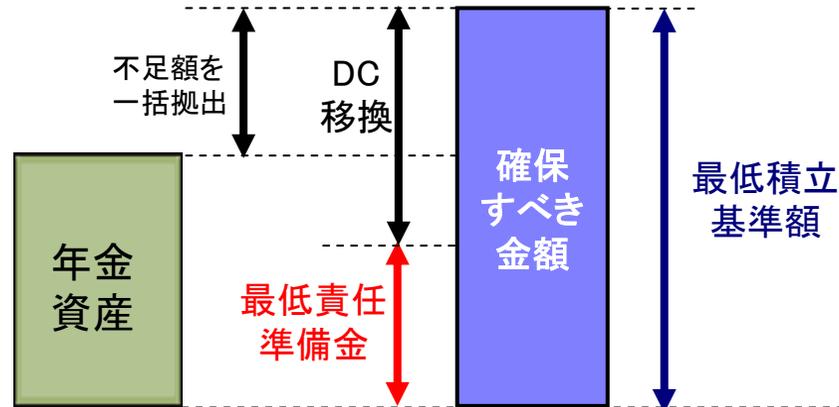
厚生年金基金解散時のDC制度への一括拠出に関する要件緩和  
(年金局長から都道府県知事あて通知「厚生年金基金の解散および移行認可について」の改正など)

### 【現 状】

### 【改正要望】

#### (1) DC移換による解散

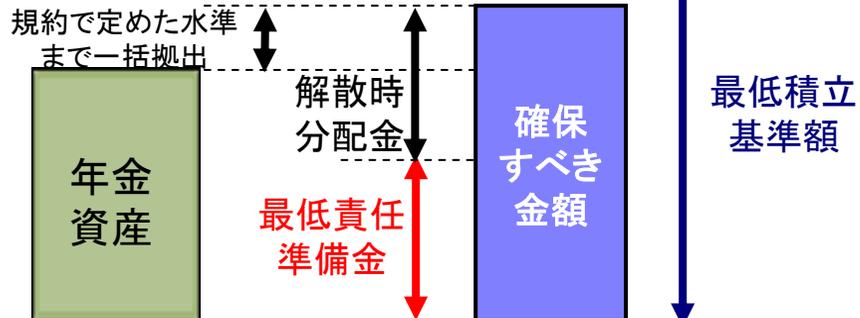
注) 以下の図は年金資産が最低責任準備金を上回っている状態を前提にしております。



確保すべき金額

最低積立基準額まで一括拠出を要す

#### (2) 通常解散



確保すべき金額

最低責任準備金以上の、規約で定めた水準までの一括拠出で可

DC移換による解散時に確保すべき年金給付等積立金の額を、通常解散と同様、最低責任準備金(厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金)以上かつ最低積立基準額以下で規約で定める額とする。